

電子入札システム
運用の手引き
(事業者用)

福岡県

目次

1	電子入札システム運用の概要	
1-1	目的	1
1-2	電子入札の対象	1
1-3	電子入札対象案件の明示	1
1-4	実施方法	1
2	電子入札システム利用にあたって	
2-1	電子調達システム利用規約の遵守	1
2-2	入札参加者の電子証明書	2
2-3	共同企業体の取扱い	2
2-4	その他の事前準備	2
2-5	利用者登録	2
2-6	利用者登録事項の変更	3
3	システム障害等について	
3-1	県のシステム障害について	3
3-2	県のシステム以外の障害について	3
4	紙入札による参加について	
4-1	基本的考え方	4
4-2	当初から紙入札による参加について	4
4-3	電子入札から紙入札への変更について	4
4-4	紙入札から電子入札への移行	5
5	案件登録等について	
5-1	受付期間等の設定	5
5-2	案件登録事項の変更について	5
6	関係書類の提出について	
6-1	関係書類の作成方法	5
6-2	関係書類の提出方法	6
6-3	入札書の提出	7

6-4	書類提出時の誓約について	7
6-5	ウイルス対策	8
7	入札参加者の責任範囲	8
8	開札について	
8-1	開札処理の流れ	8
8-2	開札時の立ち会い	9
8-3	開札時の待機	9
8-4	くじになった場合の取扱い	9
8-5	入札書未提出の取扱いについて	10
8-6	入札書提出後の撤回等について	10
8-7	開札が長引いた場合について	10
8-8	開札の延期について	10
8-9	開札の中止について	10
8-10	入札書提出後の辞退届について	11
9	その他	
9-1	問い合わせ先	11
9-2	免責事項	11
9-3	ICカードの不正利用	12
9-4	システム稼働時間	12
9-5	システム停止	12

様式

様式1 紙入札方式参加承諾願

様式2 紙入札方式移行申請書

様式3 媒体提出通知書

1 電子入札システム運用の概要

1-1 目的

この手引きは、事業者が電子入札システムを利用して行う入札及び入札に関する手続について、円滑な運用を図ることを目的とします。

1-2 電子入札の対象

電子入札システムの対象は、公共工事、測量・設計コンサルタント等の公共工事関係業務委託（以下「公共工事等」という。）にかかる発注案件（以下「案件」という）とします。

この手引きにおいて、電子入札システムで処理する入開札事務を「電子入札」といい、紙に記載した参加申請書や入札書を使用して行う入開札事務を「紙入札」といいます。また、参加申請書や入札書などを「紙媒体」といいます。

1-3 電子入札対象案件の明示

電子入札を行うときは、一般競争入札及び公募型指名競争入札の場合には、電子入札案件である旨を公告し、通常型指名競争入札及び随意契約の場合には、指名（見積依頼）通知書等にて電子入札案件である旨の明示を行います。

1-4 実施方法

各発注機関（案件を発注する福岡県の組織）が電子入札を行う旨を指定した案件は、電子入札システムで処理します。

実施においては、本手引き書の他、「福岡県電子入札運用基準」及び「福岡県電子入札システム（工事・委託）受注者用 簡易操作マニュアル」を参照してください。

2 電子入札システム利用にあたって

2-1 電子調達システム利用規約の遵守

電子入札システムを利用するためには、別に公表している「福岡県電子調達シス

テム利用規約」（以下、規約といいます。）に同意していただく必要があります。

電子入札システムの利用前に規約を十分にお読みください。システムを利用された方は、規約に同意したものとみなします。何らかの理由により規約に同意できない場合は、システムの利用をお断りします。

2-2 入札参加者の電子証明書

電子入札システムを利用するためには、書面による記名、押印に当たる入札参加者の電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が必要となります。

このＩＣカードは、別に公表している電子認証局から入手し、記録されている「代表者名」等は、競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された内容と一致している必要があります。

2-3 共同企業体の取扱い

経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体（以下「ＪＶ」という。）においては、ＪＶ代表会社のＩＣカードとします。

なお、ＪＶ代表会社のＩＣカードの取扱いは単体企業の場合に準じます。

2-4 その他の事前準備

電子入札システムを利用するためには、ＩＣカードの入手の他にハードウェア等の環境整備などの事前準備が必要です。詳しくは、福岡県庁ホームページで情報提供を行っています。

必ずここで示す事前準備を行った後に、次に説明する利用者登録を行ってください。

2-5 利用者登録

次の場合は、利用者登録を行う必要があります。

利用者登録とは、ＩＣカードと電子入札システムに保持している事業者情報の結び付けを行うもので、複数のカードをお持ちの場合は、それぞれのカードにて利用者登録を行う必要があります。

- (1) 初めて電子入札システムを利用する場合
- (2) 新たに取得した I C カードで電子入札システムを利用する場合

2-6 利用者登録事項の変更

名簿登録事項に変更が生じた場合は、名簿の変更手続きと併せて利用者登録変更手続きを行ってください。

利用者登録で登録した事項（電子メールアドレス等）に変更があった場合は、電子入札システムの利用者情報変更の処理のみを行ってください。

また、業者名等に変更があった場合の取扱いは、I C カードを購入した認証局に確認してください。

3 システム障害等について

システム障害等により、電子入札システムによる入開札業務が処理できないことが判明した場合は、その状況を調査し、原因、復旧見込み等を勘案して、入開札業務の延期、紙入札への移行などの措置をとります。

3-1 県のシステム障害について

県のシステム用サーバ・ネットワークなどに障害が発生し、入開札業務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入開札業務の延期、紙入札への移行などの措置を講じます。

この場合は、入札参加者に対してシステム以外の方法、電子メール、電話又はファックス等により必要な事項を連絡します。

3-2 県のシステム以外の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者（入札参加希望者を含む。以下同じ。）が入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討し、必要に応じて入開札業務の

延期、紙入札への移行などの措置を講じることがあります。

入札業務の延期、紙入札への移行などの措置を講じる場合においては、延期、紙入札への移行その他必要な事項を、入札参加者に対してシステム、電子メール、電話又はファックス等により連絡します。

4 紙入札による参加について

4-1 基本的考え方

電子入札案件は、原則として電子入札により行うものとします。

4-2 当初から紙入札による参加について

次に該当する事由により紙入札での参加を希望する場合は、発注機関に「紙入札方式参加承諾願」（様式1）を提出し、承諾を得てください。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令372号）の規定が適用される調達案件において、紙入札を希望する場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカード再発行の申請中の場合
- (3) 名簿登録事項に変更が生じたこと等により、ICカード再発行の申請中の場合
- (4) その他、各発注機関においてやむを得ない事由があると認められる場合

4-3 電子入札から紙入札への変更について

電子入札による手続の開始後、入札締切通知書発行までの間で、次の各号に該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとします。ただし、全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限りです。

- (1) 電子入札システムの障害により締切に間に合わない場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合

- (3) 名簿登録事項に変更が生じたこと等により、ICカード再発行の申請中の場合
- (4) その他、各発注機関において、やむを得ない事由があると認められる場合

紙入札へ変更する場合は、発注機関に「紙入札方式移行申請書」（様式2）を提出し、承諾を得てください。承諾を得た後は、電子入札にかかる作業を行わないでください。

4-4 紙入札から電子入札への移行

紙入札による入札参加を行ったものが、案件途中からの電子入札への移行を行うことは認めません。

5 案件登録等について

5-1 受付期間等の設定

参加申請書、入札書等の提出期限等は従来の紙入札方式に準じて設定します。

5-2 案件登録事項の変更について

登録した案件に錯誤があった場合や登録内容を変更する必要がある場合は、速やかに修正を行い、システム、電子メール、電話又はファックス等により入札参加者に連絡を行います。既に参加申請書等の提出済みの者がいる場合は、確実に連絡の取れる方法により変更した旨と、必要に応じて提出済書類の再提出を求めます。

6 関係書類の提出について

6-1 関係書類の作成方法

内訳書等の関係書類の作成に使用するアプリケーション（ソフト）及び保存形式は表1を標準としますが、発注機関が指定することもあります。

ただし、指定されたファイル形式以降のバージョンで作成する場合、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、利用しないでください。

表 1 使用ファイル形式

No.	アプリケーション名 又は種類	ファイル形式
1	一太郎	jtd形式
2	Microsoft Word	doc形式、docx形式
3	Microsoft Excel	xls形式、xlsx形式
4	Adobe Reader	pdf形式(最新版のadobe Readerで閲覧できるもの)
5	DocuWorks	xdw形式
6	ファイル圧縮、解凍	zip形式 (自己解凍形式(exe形式)は認めない)
7	画像	jpeg形式、gif形式

6-2 関係書類の提出方法

電子入札を行う場合の関係書類については、原則として電子データで作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。

ただし、電子ファイルの容量がシステムの制限を超える場合や発注機関が紙媒体による提出を求めた場合は紙媒体で提出してください。

なお、関係書類を紙媒体で（電子入札システムを利用せずに）提出する場合は、電子入札システムで競争参加資格確認申請書又は公募型指名競争技術資料を提出する際に「媒体提出通知書」（様式3）を添付してください。この場合の紙媒体の提出期限（当該案件の発注機関に必着とする。以下同じ。）は電子入札システムによる提出期限と同一とします。

※ 添付ファイルの制限容量は5MBですが、添付時に情報が付加されるため、実際には約3MBまでしか添付できません。

6-3 入札書の提出

入札書は、電子入札システムにより、入札金額、くじ入力番号等、必要な事項を全て入力してください。

- ・ 入札書の入力は注意して正確に行い、「入札書送信内容確認」画面において確認後入札書の提出を行ってください。
- ・ 入札書の提出は、入札書受付締切予定日時までに完了してください。なお、万一システムで入札書の提出ができなかった場合を考慮し、締め切り日時までに余裕を持って提出を行ってください。
- ・ 入札書が正常に送信されたことを、「入札書受信確認」画面又は入札状況一覧において確認してください。

6-4 書類提出時の誓約について

入札書等を提出する際に画面に表示された事項については、誓約した上で提出したものとします。

- ・ 「競争参加資格確認申請書」画面に表示された事項（成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと及び当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。）を誓約した上で、競争参加資格確認申請の提出が行われたものとします。
- ・ 「技術資料」画面に表示された事項（成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと及び当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。）を誓約した上で、技術資料の提出が行われたものとします。
- ・ 「入札書」画面に表示された事項（福岡県財務規則を遵守し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為は行っていないこと。）を誓約した上で、入札書の提出が行われたものとします。

6-5 セキュリティ対策

コンピュータウイルスに感染しないようにセキュリティ対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を講じてください。

導入するアプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類等を作成、提出する場合は、必ずウイルス感染チェックを行ってください。

提出された関係書類がウイルスに感染していることが判明した場合は、ウイルスに感染している旨を電話等確実な方法で連絡し、再提出の方法について協議します。

7 入札参加者の責任範囲

電子入札では、競争参加資格確認申請書や入札書等が電子入札システムのサーバに記録された時点で提出されたものとします。

電子入札システムでは、これらの情報がサーバに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認してください。

受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は統合ヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、各受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできませんので、必要に応じて印刷等を行ってください。

8 開札について

8-1 開札処理の流れ

開札は、開札予定日時後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行います。

ただし、紙入札方式による入札参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後

に入札書を開封しその内容を電子入札システムに登録し、その後一括開札を行い、落札者を決定します。

8-2 開札時の立ち会い

電子入札方式による入札参加者で希望する者は、開札に立ち会うことができます。

また、紙入札による入札参加者は、紙媒体の入札書を持参し、開札に立ち会ってください。

立ち会いを希望する者がいない場合や紙入札による入札参加者が立ち会わない場合は、入札に関係ない職員を立ち合わせます。

8-3 開札時の待機

開札手続を進めるに当たって、開札が長引いた場合や即時に対応しなければならない場合がありますので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認してください。

8-4 くじになった場合の取扱い

くじにより落札者の決定を行う場合には、くじの対象者に対してくじを実施する旨を電子入札システムが発するメールにより通知し、入札書に記載されたくじ番号により電子くじを実施し、落札候補者を決定します。

なお、紙入札参加者については、口頭で通知します。

電子くじは、次の方法で行います。

- (1) 同じ入札金額の入札書に、県の電子入札サーバに登録された順番に1から番号を付加します。
- (2) 同じ入札金額の入札書に記載された「くじ番号」を合算します。
- (3) (2)で合算した数字をくじ対象者数で除算し、「余り+1」と一致する番号((1)で付加した番号)のくじの対象者を落札候補者とします。

社 名	A 社	B 社	C 社
くじ番号	6 6 2	4 4 5	5 6 8
順 番	1	2	3
合算数	1, 6 7 5		
余り + 1	2		
落札者	B 社		

8-5 入札書未提出の取扱いについて

入札締切予定時間になっても入札書が電子入札システムサーバに未到達の場合は、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなします。

8-6 入札書提出後の撤回等について

電子入札システムによりいったん提出された入札書及び工事費内訳書は、いかなる時点においても書き換え、引き換え及び撤回は認めません。

8-7 開札が長引いた場合について

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延（1時間程度を目安とする。）する場合は、入札参加者全員に電子入札システム、電子メール、電話又はファックス等により処理の状況提供を行います。

8-8 開札の延期について

開札を延期する場合には、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知します。

8-9 開札の中止について

開札を中止する場合には、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、電子入札システムに結果登録します。

8-10 入札書提出後の辞退届について

入札書提出後、入札書提出締切時刻までの間に、入札参加者が他案件を落札し、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった等の理由により入札の辞退を発注者へ申し入れ、発注者が辞退を認めた場合は、入札書提出締切時刻までに辞退届を提出してください。

9 その他

9-1 問い合わせ先

- 電子入札システムの操作に関する問い合わせは、福岡県統合ヘルプデスクにお願いします。

福岡県統合ヘルプデスク

TEL : 092-631-1056

電子メール : ken_help@elf.coara.or.jp

受付時間 : 午前8時30分から午後6時 県の休日を除く（開庁日のみ）

- 手続の運用についての問い合わせは、当該案件の発注機関にお願いします。

9-2 免責事項

- (1) 福岡県の責によらない利用者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等により、入札書等の提出が遅延又は不能となった場合、電子入札システムからの情報が表示遅延又は表示不能となった場合において、そのために生じた利用者の損害については、福岡県は責任を負いません。
- (2) 電子入札システムの利用にあたり、電子証明書及び電子署名による本人確認の手続を行ったうえで利用者本人と認めて取り扱いを行った場合は、パソコン、電子証明書及び電子署名等につき偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法による、いわゆるなりすましによって生じた損害については、福岡県は責任を負いません。

- (3) 天災、事変その他福岡県の責に帰すことのできない事由により電子入札システムの利用が遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害については、福岡県は責任を負いません。

9-3 ICカードの不正利用

入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名停止措置等、当該入札への参加を認めないことがあります。落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことがあります。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断します。

9-4 システム稼働時間

7:00～20:00 県の休日を除く。(開庁日のみ)

9-5 システム停止

保守作業その他の理由によりシステムを停止する場合は、福岡県庁ホームページでお知らせします。